

2022年4月27日  
株式会社 DYM  
代表取締役社長 水谷 佑毅

### お知らせとお詫び

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は、弊社が提供する就職支援サービス「DYM 就職」（以下「本件役務①」といいます。）及び「DYM 新卒」（以下「本件役務②」といいます。）に関する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第 7 条第 1 項に基づく消費者庁の措置命令（令和 4 年 4 月 27 日付）を受けましたので、次の通りお知らせいたします。お客様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

#### 1. 本件役務①に対する措置命令の概要

弊社は本件役務①を一般消費者の皆様提供するに当たり、複数のアフィリエイトサイト（以下、総称して「アフィリエイトサイト」といいます。）において、以下の【表示期間】に、例えば「第二新卒・既卒・フリーターの方を優良企業の正社員に！」や「相談からの就職率驚異の 96%!!」と表示するなど、あたかも本件役務①の提供を受けた求職者のうち、弊社から紹介を受けた企業に就職した者の割合が 96 パーセントであるかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には 96 パーセントという数値は、弊社が任意の方法で算定した、特定の一時点における最も高い数値でありました。

##### 【表示期間】

令和 3 年 8 月 11 日、9 月 17 日・28 日、10 月 6 日・14 日、11 月 1 日・15 日・22 日・29 日、12 月 6 日・13 日・20 日・27 日  
令和 4 年 1 月 4 日・11 日・17 日・24 日・31 日

また、アフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「バイト経験しかないんだけど正社員に転職できる・・・？」と表示するなど、あたかも弊社から紹介される就職案件には、人材派遣会社から派遣先企業に派遣されて業務に従事するものは含まれないかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には本件役務①において、弊社から紹介する就職案件には、人材派遣会社から派遣先企業に派遣されて業務に従事するものが含まれておりました。

##### 【表示期間】

令和 3 年 8 月 11 日、9 月 17 日・28 日、10 月 6 日・14 日、11 月 1 日・15 日・22 日・29 日、12 月 6 日・13 日・20 日・27 日

令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

さらに、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「取扱企業社数2,500社」と表示するなど、あたかも弊社が2,500以上の求人情報を有しており、当該企業数の求人情報の中から求職者に企業を紹介することができるかのような表示をしておりました。

しかし、実際には平成30年5月1日以降、弊社が有する求人情報は最大2,000社程度であり、2,500社を下回るものでした。なお、弊社が求人情報掲載に係る契約を締結していた企業のグループ企業についても求人情報数にカウントしてしまっておりましたため、上記のような誤った数値となっていたものであります。

【表示期間】

令和3年8月10日、9月17日・28日、10月6日・21日、11月1日・12日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

加えて、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「書類では一切判断しません！人物重視採用を行ってます！」と表示するなど、あたかも書類選考なしで、弊社から紹介する全ての企業の採用面接を受けることができるかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には採用面接を受けるには書類選考が必要な企業がありました。

【表示期間】

令和3年8月10日・11日、9月17日・28日、10月6日・14日・21日、11月1日・12日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

## 2. 本件役務②に対する措置命令の概要

弊社は本件役務②を一般消費者の皆様提供するに当たり、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「1回約8社の少人数座談会形式」と表示するなど、あたかも本件役務②に含まれている「Meets Company」と称するイベント（以下、「本件イベント」といいます。）に8社の企業が参加するかのように示す表示をしておりました。

しかし、実際には令和3年10月22日から同年12月31日までの間に開催された本件イベントについて、新型コロナウイルスの影響もあり、参加企業数が8社であった回数は1割未満でした。

【表示期間】

令和3年10月22日・26日、11月1日・4日・12日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

また、アフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】に、例えば「内定取得率95.8%」や「イベント参加者の90%以上が内定獲得!」と表示するなど、あたかも本件イベントに参加した求職者のうち、企業から就職の内定を取得した者の割合が95.8パーセント又は90パーセント以上であるかのような表示をしておりました。

しかし、実際には95.8パーセント又は90パーセント以上という数値は、弊社が任意の方法で算定した、特定の一時点における最も高い数値でした。

**【表示期間】**

令和2年6月22日から令和3年11月24日まで  
令和3年11月1日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日・17日・24日・31日

さらに、弊社ウェブサイト及びアフィリエイトサイトにおいて、以下の【表示期間】において、例えば「取扱企業数2,500社」や「就活生利用率4人に1人」と表示するなど、あたかも弊社が2,500社以上の企業の求人情報を有しており、当該2,500社以上の求人情報の中から求職者に企業を紹介できるものであり、また、就職活動中の学生の4人に1人が本件役務②を利用しているかのように示す表示をしていました。

しかし、実際には、平成30年5月1日以降、弊社が有する求人情報は最大2,000社程度であり、2,500社を下回るものでした。なお、弊社が求人掲載情報に係る契約を締結していた企業のグループ企業についても求人情報数にカウントしてしまっていましたため上記のような誤った数値となっていたものであります。

また、弊社が関係する各種サービスに登録している者を含めて本件役務②の利用者として算定したものであって、就職活動中の4人に1人が本件役務②を利用しているものではありませんでした。

**【表示期間】**

令和3年10月22日・26日、11月4日・12日・15日・22日・29日、11月1日・15日・22日・29日、12月6日・13日・20日・27日  
令和4年1月4日・11日

### 3. 今後の対応

弊社といたしましては、今回の措置命令を真摯に受け止め、今後このようなことが起きないように、広告表示における社内審査体制を見直し再発防止に努めてまいります。

消費者庁より上記各表示に関するご指摘をいただくより以前の2020年10月以降、

顧問弁護士の助言も踏まえ、各表示の是正を行なっておりましたが、対応が不十分であったものがあり、本件措置命令を受けるに至った次第です。弊社では、アフィリエイトに対する表示内容の是正指示やアフィリエイトとの契約解除等、表示内容の是正に向けた各種取り組みをすでに進めておりますが、今後も引き続き、外部専門家の意見を適宜仰ぎつつ、適切な広告表示の実現を図ってまいります。

この度はこのような事態を招いてしまいましたことを深くお詫び申し上げますと共に、皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

株式会社 DYM 事業推進室

TEL：03-5745-0202